

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人信岡会が設置運営する菊池中央病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めるものとする。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションはこの事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 菊池中央病院訪問看護ステーション

2 所在地 熊本県菊池市隈府494番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容については、次のとおりとする。

1 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

## 2 看護職員等

保健師、看護師及び准看護師：常勤換算で2.5名以上

医師の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下「計画書」という。）、訪問看護報告書及び介護予防報告書（以下「報告書」という。）を作成し、管理者から決裁を受けるものとする（准看護師は訪問のみとする）。

## 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、5月3日から5月5日、12月30日から1月3日を除く。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅介護サービス計画書に基づく訪問看護の利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1 利用者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

2 利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（事業の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア

- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言等
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 10キロメートル未満 500円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 10キロメートル以上 1,000円

- 3 費用の支払いを受ける場合には、利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人(以下「利用者の家族等」という。)に対して事前に文書により説明した上で、同意を得る。

(通常事業の実施地域)

第12条 通常の実施地域は、菊池市全域、合志市全域、山鹿市(山鹿地区・菊鹿地区・鹿本地区)の区域とする。

(相談・苦情対応)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、当該利用契約者の終了日から2年間保存する。

(事故処理)

第14条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了から2年間保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (職員の研修計画)

第15条 事業所は、社会的使命を十分認識し、看護職員等の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後3ヶ月以内の初任研修

(2) 年2回の業務研修

#### (個人情報の保護)

第16条 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 看護職員等が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を、在職中はもとより、退職後も漏洩してはならない旨を、雇用契約時の契約内容に含むものとする。

3 看護職員等が得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護の提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑤ 事業所は訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

#### 第18条

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントを防止するため必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、看護職員等が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(その他運営についての留意事項)

#### 第19条

- 1 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信岡会と菊池中央病院訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

改訂 令和6年1月1日

改訂 令和6年4月1日